UCHINA

うちなー健康経営宣言

第　2059　号
令　和 7　年　3　月　19　日 登録
令　和　　年　　月　　日 更新

代表者メッセージ

健康的なライフスタイルを提案し、個人と企業の成長、
そして活気ある社会づくりに貢献してまいります。

取組事項

１．労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年１回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
２．健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
３．健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
４．従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
５．食生活の改善に取り組む
６．運動機会の増進に取り組む
７．感染症予防に取り組む

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。